

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和7(2025)年度補正予算概要.....	1
2 函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子.....	2～3
3 函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子.....	4～5
4 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子.....	6～8
5 函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子.....	9～10
6 専決処分報告について（訴えの提起について）.....	11

1 令和7（2025）年度補正予算概要

一般会計

[歳出]

民生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
子ども未来総務費	3,716	小学校入学祝金給付事業費減 △2,500 児童福祉施設維持補修費減 △1,120 施設点検事業費減 △1,120 補助金増 7,336 児童福祉施設整備費補助金増 7,336	(国)児童福祉施設整備費補助金 5,041 (地方債)児童福祉施設整備費補助事業債 2,400
子育て支援費	△ 1,020,440	児童手当減 △1,020,440	(国)児童手当負担金 △824,624 (道)児童手当負担金 △97,906
子ども健全育成費	50	子どもの居場所づくり関係経費増 50 子どもの居場所づくり推進事業費増 50	

教育費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
私立学校振興費	△ 12,695	私立学校運営助成費減 △10,458 私立専修学校運営助成費減 △2,237	

[債務負担行為]

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
子どもの居場所づくり推進事業実施業務委託料	令和 8 (2026) 年 度	10,637

2 函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設等における教育・保育給付認定子ども等に対する虐待等の禁止に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

公布の日

**函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
新旧対照表**

現 行	改 正 案
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号 <u>(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>(準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条および第13条を除く。)、第17条から第19条までおよび第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所および特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項および第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第50条 (略)</p>

3 函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用乳幼児に対して地域型保育事業者が行う健康診断に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

公布の日

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案				
<p style="text-align: center;">(利用乳幼児および職員の健康診断)</p> <p>第18条 地域型保育事業者は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断および臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p><u>2 地域型保育事業者は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児または幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部または一部を行わないことができる。この場合において、地域型保育事業者は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(利用乳幼児および職員の健康診断)</p> <p>第18条 (略)</p> <p><u>2 地域型保育事業者は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断または健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条または第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部または一部を行わないことができる。この場合において、地域型保育事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <u>児童相談所等における乳児または幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <u>乳幼児に対する健康診査</u> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断または臨時の健康診断</u> </td> </tr> </table> <p>3・4 (略)</p>	<u>児童相談所等における乳児または幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断または臨時の健康診断</u>
<u>児童相談所等における乳児または幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>				
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断または臨時の健康診断</u>				

4 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う入所した者に対して児童福祉施設の長が行う健康診断に関する規定等の整備等をするため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

公布の日

ただし、第28条第1項の改正規定（同項第4号ア中「第13条第3項第2号」を「第13条第3項第3号」に改める部分を除く。）および第29条の改正規定は、令和8年3月1日から施行する。

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案												
<p style="text-align: center;">(入所した者および職員の健康診断)</p> <p>第16条 児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断および臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる<u>健康診断が行われた</u>場合であって、<u>当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部または一部を行わないことができる。</u>この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる<u>健康診断の結果</u>を把握しなければならない。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td colspan="2" style="padding: 5px;">(略)</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">児童が通学する学校に おける健康診断</td><td style="padding: 5px;">定期の健康診断または 臨時の健康診断</td></tr> <tr><td colspan="2" style="padding: 5px;">(新設)</td></tr> </table> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第28条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(3) (略)</p>	(略)		児童が通学する学校に おける健康診断	定期の健康診断または 臨時の健康診断	(新設)		<p style="text-align: center;">(入所した者および職員の健康診断)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる<u>健康診断または健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条または第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）</u>（以下この項において「<u>健康診断等</u>」という。）が行われた場合であって、<u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部または一部を行わないことができる。</u>この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる<u>健康診断等の結果</u>を把握しなければならない。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td colspan="2" style="padding: 5px;">(略)</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">(略)</td><td style="padding: 5px;">(略)</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">乳児または幼児（以下 「乳幼児」という。） に対する健康診査</td><td style="padding: 5px;">入所した乳幼児に対す る入所時の健康診断、 定期の健康診断または 臨時の健康診断</td></tr> </table> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(2)の2 <u>児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（次条第4号の2において「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者</u></p> <p>(3) (略)</p>	(略)		(略)	(略)	乳児または幼児（以下 「乳幼児」という。） に対する健康診査	入所した乳幼児に対す る入所時の健康診断、 定期の健康診断または 臨時の健康診断
(略)													
児童が通学する学校に おける健康診断	定期の健康診断または 臨時の健康診断												
(新設)													
(略)													
(略)	(略)												
乳児または幼児（以下 「乳幼児」という。） に対する健康診査	入所した乳幼児に対す る入所時の健康診断、 定期の健康診断または 臨時の健康診断												

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるものまたはこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下アおよびイにおいて同じ。）（国，都道府県または市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間

イ・ウ （略）

2 （略）

（母子支援員の資格）

第29条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(4) （略）

（新設）

(5) （略）

(4) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるものまたはこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（法第13条第3項第3号に規定する相談援助業務をいう。以下アおよびイにおいて同じ。）（国，都道府県または市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間

イ・ウ （略）

2 （略）

（母子支援員の資格）

第29条 （略）

(1)～(4) （略）

(4)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(5) （略）

5 函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，幼保連携型認定こども園における園児に対する虐待等の禁止に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

公布の日

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案																																	
<p>(設備運営基準の向上)</p> <p>第4条 (略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の準用)</p> <p>第15条 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第5条, 第6条第1項, 第2項および第4項, 第7条, 第9条, 第11条から第13条まで, 第15条(第4項ただし書を除く。), 第19条から第21条まで, 第35条第9号, 第36条(後段を除く。)ならびに第40条の規定は, 幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において, 次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は, それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">読み替える函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の規定</td> <td style="width: 33%;">読み替えられる字句</td> <td style="width: 33%;">読み替える字句</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>第11条</td> <td>または入所</td> <td>または入園</td> </tr> <tr> <td>第12条</td> <td>入所中の児童</td> <td>園児</td> </tr> <tr> <td></td> <td>当該児童</td> <td>当該園児</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p>	読み替える函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)			第11条	または入所	または入園	第12条	入所中の児童	園児		当該児童	当該園児	(略)			<p>(設備運営基準の向上)</p> <p>第4条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(虐待等の禁止)</u></p> <p><u>第4条の2 職員は, 園児に対し, 法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></p> <p>(函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の準用)</p> <p>第15条 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第5条, 第6条第1項, 第2項および第4項, 第7条, 第9条, 第11条, <u>第13条</u>, 第15条(第4項ただし書を除く。), 第19条から第21条まで, 第35条第9号, 第36条(後段を除く。)ならびに第40条の規定は, 幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において, 次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は, それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">読み替える函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の規定</td> <td style="width: 33%;">読み替えられる字句</td> <td style="width: 33%;">読み替える字句</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>第11条</td> <td>または入所</td> <td>または入園</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(削る)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p>	読み替える函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)			第11条	または入所	または入園	(削る)			(略)		
読み替える函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																
(略)																																		
第11条	または入所	または入園																																
第12条	入所中の児童	園児																																
	当該児童	当該園児																																
(略)																																		
読み替える函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																
(略)																																		
第11条	または入所	または入園																																
(削る)																																		
(略)																																		

6 専決処分の報告について（訴えの提起について）

[母子福祉資金等貸付金返還請求事件]

(1) 専決処分の内容

市が支払督促の申立てを行った母子福祉資金等貸付金返還請求事件について、債務者から督促異議の申立てがあったことから、次のとおり訴えの提起を地方自治法第180条第1項の規定により専決したので報告する。

ア 被告 住所 * * * * *

氏名 * * * * *（債務者）

イ 請求額 167,000円

ウ 申立費用 3,130円

エ 支払督促申立日 令和7年6月3日（※）

オ 督促異議の申立日 令和7年8月20日

カ 訴えの提起の専決処分の日 令和7年9月9日

※注 民事訴訟法第395条の規定により、支払督促に督促異議の申立てがあった場合、支払督促の申立ての日に訴えの提起があったものとみなされることとなる。

(2) 管轄裁判所

函館簡易裁判所

(3) 専決処分の報告

地方自治法第180条第2項の規定により、令和7年第4回市議会定例会に専決処分をした旨の報告をする。